

1 保育体制強化事業の新設

- 保育所外等での活動において、子どもが集団で移動する際の安全確保を図るため補助するもの
- **1施設当たり月額150,000円**
- 詳細は確定次第お知らせします

2 保育士宿舎借り上げ支援事業補助金の改正

※詳細については資料4-2を参照ください

- 国による住宅・土地統計調査に基づいた補助基準額の見直し
- **1戸当たり補助基準月額82,000円**（令和2年度は変動なし）
- **第1四半期分一式を7月初旬の締切までに提出**

3 一時預かり事業の改正

※詳細については資料4-3を参照ください

- 国から示された利用児童数900人未満の施設等の補助基準額の拡充導入を検討中)
- 職員配置基準の緩和
- **基本補助額交付申請書類一式を締切までに提出**

4 定員超過補助者雇上費補助金の改正

※詳細については資料4-4を参照ください

- 補助限度額（年額）の引き上げ
定員120人以下：2,215,000円 ⇒ **2,264,000円**
定員121人以上：4,430,000円 ⇒ **4,528,000円**
- **申請書類一式を6月初旬の締切までに提出**

5 年度限定型保育事業の改正

※詳細については資料4-5を参照ください

- 多子減免の導入
- 無償化に伴う延長保育料免除分の加算補助の廃止
- **実施届出書を4月初旬の締切までに提出**

6 ICT化推進事業

※詳細については資料4-6を参照ください

- 保育士の業務不負担軽減を図るため、業務のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部を補助するもの
- **1施設当たり1,000,000円**
- **事業実施計画書類一式を6月末の締切までに提出**

7 サテライト型小規模保育事業補助金の改正

※詳細については資料4-7を参照ください

- 補助上限額（年額）の引き上げ
1施設当たり4,450,000円から4,549,000円
- **申請書類一式を4月1日の締切までに提出**

(保育対策総合支援事業費補助金 令和元年度予算：394億円の内数 → 令和2年度予算案：394億円の内数)

【事業内容】

清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意、片付け、外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳や、園外活動時の見守り等といった保育に係る周辺業務を行う者（保育支援者）の配置の支援を行い、保育士の業務負担の軽減を図る。

《拡充》

保育支援者の業務に「園外活動時の見守り等」を加えるほか、キッズ・ガード（仮称）への謝金等を補助することで、保育所外等での活動において、子どもが集団で移動する際の安全確保を図る。

【実施主体】 市区町村が認めた者

【補助基準額(案)】 1か所当たり 月額100千円

※1 保育支援者が「園外活動時の見守り等」にも取り組む場合

1か所当たり 月額150千円

・勤務時間の上乗せ及び傷害保険加入料を追加

*保育支援者が、市区町村が認めた交通安全に関する講習会等に参加することを要件とする

※2 キッズ・ガード（仮称）に謝金を支払う場合又は園外活動時の見守り等を委託する場合

1か所当たり 月額 50千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県：1／4、市区町村：1／4
国：1／2、市区町村：1／2

【対象施設】 保育所、幼保連携型認定こども園

★本市においては、
※1について実施を検討中です。
詳細が決まりましたら、別途お知らせいたします。